

# 社団法人全国住宅建設産業協会連合会定款

昭和39年 3月26日認可 (建設省東書第22号)  
昭和41年 7月 4日変更 (建設省東書第116号)  
昭和43年10月 7日変更 (建設省東文発第62号)  
昭和47年 9月19日変更 (建設省東文発第220号)  
昭和48年 2月17日変更 (建設省東文発第11号)  
昭和51年 7月 1日変更 (建設省東文発第107号)  
昭和51年12月20日変更 (建設省東文発第334号)  
昭和61年 5月20日変更 (建設省東文発第58号)  
平成 元年 6月19日変更 (建設省東文発第146号)  
平成 8年 7月 3日変更 (建設省東文発第179号)  
平成10年12月22日変更 (建設省東文発第880号)  
平成14年 6月 3日変更 (国土交通省国官総第31号)  
平成15年 8月22日変更 (国土交通省国官総第278号)  
平成18年 5月30日変更 (国土交通省国官総第117号)

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、社団法人全国住宅建設産業協会連合会(以下「本会」という。)と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### (目的)

第3条 本会は、国及び地方公共団体の宅地及び住宅政策に協力して、民間の宅地造成事業並びに住宅建設事業及びこれらに関連する事業の健全なる発展を図り、もって都市環境整備の促進と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宅地造成技術に関し、公共機関、関連団体及び研究機関との技術交流、研究並びに講習会の開催
- (2) 宅地及び住宅の需給に関する調査、研究及び改善合理化対策の推進
- (3) 都市計画と宅地造成事業の関連問題の調査及び研究
- (4) 宅地造成事業及び住宅建設事業の経営合理化に関する調査及び研究
- (5) 住宅の性能に関する調査及び研究
- (6) 宅地並びに住宅の流通に関する調査及び研究
- (7) 優れた品質を有し、性能の高い住宅の認定及び普及
- (8) 国、地方公共団体に対する宅地及び住宅政策に関する建議、献策
- (9) 前各号に掲げる事業に関する資料の収集及び出版物の刊行
- (10) その他、この会の目的達成のため必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び特別会員とする。

2 会員の資格は次の通りとする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同する宅地造成事業及びこれに関連する住宅建設事業を営む業者の組織する団体とする。
- (2) 特別会員は、本会の目的に賛同する法人又は学識経験を有する者とする。

(入会)

第6条 正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 本会の正会員になろうとする者は、総会において別に定める額の入会金を納付しなければならない。

2 正会員及び法人である特別会員は、会費を納付しなければならない。会費の額は、総会においてこれを定める。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員及び特別会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員の代表者総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

理事 30名以上40名以内  
監事 2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、正会員である団体の役員又は学識経験を有する者のうちから総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### ( 役員の職務 )

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

#### ( 役員の任期 )

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### ( 役員の解任 )

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の代表者総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### ( 役員の報酬等 )

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

#### ( 顧問及び相談役 )

第18条 本会に顧問、相談役をそれぞれ5名以内置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問及び相談役には、第15条第1項及び第16条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

## 第4章 総会

#### ( 種別 )

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員の代表者をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の代表者の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員の代表者に通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の代表者の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の代表者の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員の代表者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員の代表者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員の代表者は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の代表者の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び

押印をしなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員の代表者」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 委員会

(委員会)

第35条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席正会員の代表者の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の代表者の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第42条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の代表者の3分の2以上の議決を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員の代表者総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第45条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員の代表者総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散する。

( 残余財産の処分 )

第 4 6 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員の代表者総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 9 章 事務局

( 設置等 )

第 4 7 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

( 備付け帳簿及び書類 )

第 4 8 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 事業計画案及び予算に関する書類
  - (5) 事業報告及び決算に関する書類
  - (6) 財産目録、正味財産増減計画書及び貸借対照表
  - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (9) 理事及び監事の履歴書
  - (10) 職員の名簿及び履歴書
  - (11) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第 1 0 章 補則

( 細則 )

第 4 9 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款の変更は、国土交通大臣の認可のあった日から施行する。